

令和2年5月15日

滋賀県の緊急事態宣言が解除されたことを踏まえた市民の皆様へのメッセージ

守山市長 宮本和宏
守山市教育長 田代弥三平

5月14日、新型コロナウイルス感染拡大により全国に発令されていた緊急事態宣言が滋賀県を含む39県で解除されました。

守山市では、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されて以降、市民の皆様、事業者の皆様と一緒に感染拡大防止の取組みを進めてまいりました。

厳しい生活環境、経済環境の中、ご協力をいただきました市民の皆様、事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

現在、本市において新たな感染者は発生していない状況が続いており、市といたしましても、学校をはじめ、公共施設、イベント等について感染防止対策を十分にとった上で、次のとおり、順次再開してまいります。新型コロナウイルス感染症は、第2波、第3波が発生する可能性が指摘されています。

感染防止の取組みは、引き続き必要であり、市民の皆様、事業者の皆様におかれましても、「新しい生活様式」に沿った取組みをお願いいたします。

1. 小中学校については、5月18日(月)から5月29日(金)までの間は、分散登校として、また、6月1日(月)以降は、以下のとおり通常登校として再開してまいります。
 - 小学校：1週目は午前のみ、2週目は弁当持参で通常授業、3週目以降は給食実施で通常授業
 - 中学校：1週目は午前と午後の分散授業、2週目以降は弁当持参で通常授業
2. 幼稚園・こども園・保育園・放課後児童クラブ室については、6月1日(月)以降、通常運営として再開してまいります。
 - 乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問事業は、引き続き、当面の間延期としますが、乳幼児健診のうち4か月児健診については、5月20日(水)以降、再開してまいります。
3. 生活支援及び経済支援の観点から、引き続き、以下の相談窓口を設けております。遠慮なくご相談下さい。
 - 子育て不安等に関する相談窓口（守山市子育て応援室 077-582-1159）
 - 生活不安等に関する相談窓口（守山市生活支援相談室 077-582-1161）
 - 市内企業の経営対策に関する相談窓口
（守山市商工観光課 077-582-1131、守山商工会議所 077-582-2425）
4. 医療・保健体制については、引き続き、滋賀県や守山野洲医師会等と連携し、新型

コロナウイルス対策はもちろん、適切な医療が提供できるよう、市として万全を期してまいります。

5. 市の公共施設については、5月20日(水)から順次開館することとし、6月1日(月)以降、貸館使用を再開してまいります。ただし、当面は30人以下での貸館使用(市民ホール・市民体育館を除く)とします。

図書館は、5月16日(土)から5月31日(日)までの間、開館時間を10時から17時までに短縮し開館してまいります。6月2日(火)以降は、貸館使用も含め通常どおり運営します。なお、利用者はマスク着用をお願いします。また、当面、短時間の利用をお願いするとともに、学習コーナーは使用停止とします。

※公共施設の利用にあたっては、「三密」を避けるなど、これまでと同様に感染防止対策の徹底等をお願いします。

6. 市が主催または実行委員会等に加わるイベント・集会については、6月1日(月)以降、比較的小規模(30人以下)のイベントおよび集会については、順次開催するものとします。

ただし、比較的小規模のイベントであっても、次の条件を満たすことが必要です。

- ① 適切な感染防止対策を講じること
- ② 「3つの密」の発生が原則想定されないこと
- ③ 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

なお、大規模なイベント等の開催については引き続き、当面の間、「中止」または「延期」とします。

また、自治会や各種団体等が主催するイベント等(指定管理者の自主事業含む。)については、市の対応方針を周知し、ご協力をお願いします。

7. ごみの収集・処理については、これまでどおり実施します。

自己搬入については、5月18日(月)から5月29日(金)までの間は、受入れ台数を制限しますが、6月1日(月)以降は、従前どおり実施します。